

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月
更新年月日	令和8年3月 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	藤枝市 22214
地域名 (地域内農業集落名)	大洲 (泉町、大東町、善左衛門、弥左衛門、五平、源助、忠兵衛)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	203 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	203 ha
② 田の面積	182 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	21 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	62 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	80 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	42 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	28 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

・大洲地区は扇状地であり、水田地帯が広がっている。農地のほとんどが大井川用水により水利が安定的に確保された水田であり、水稻栽培の中心地である。  
 ・多くの圃場では、水稻の作業委託がされている。中心経営体ではない個人の担い手が多いが、高齢化により離農し、貸したい農地が増えると想定されるため、圃場整備された大区画の圃場の活用について検討を進めている。  
 ・分散している農地を、担い手にとってできるだけ効率の良い場所に集約していく必要がある。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・現在、担い手となっている経営体に農地利用を集約していく。  
 ・米の銘柄のブランド化をする。  
 ・耕作放棄地に対しては、地域ぐるみで対応している組織を有効に活用する。(多面的機能支払交付金)  
 ・効率的に耕作できる圃場をまとめて、法人化された耕作者を募り、貸していく“攻めの農業”を進めていく。  
 ・担い手が請け負う圃場の近くに、農機具を置いておく作業小屋・倉庫があると良いため、敷地内の一部や空き家を活用して、担い手が活用できる仕組みを検討する。  
 ・部農会に入っている農家が減ったことや、兼業農家が増えていることから、地域の農地の現状や所有者の状況について情報交換できる地域の会合が減っている。今後は、離農した農地所有者も含め、地域の状況について話す機会を設けていく必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を活用した、担い手への農地集積・集約化を基本とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	4.2	%	将来の目標とする集積率 80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構をの活用により、今後も引き続き、担い手への農地集積・集約を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・中間管理事業を活用して、耕作者と耕作地、栽培品目が効率的になるように、受け入れ意欲のある担い手に集約していく。 ・新規就農者の育成において、地域は県、市、JAと連携して、就農しやすい環境を整える。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・農業委員会やJAと協力して、規模縮小や離農を検討している農家及び農地の情報や、受け手となる担い手の情報を集約する。 ・農地バンクの利用について、相談窓口や手続きなど詳細がわかるチラシ等を作成し、農地所有者に共有する。
(3) 基盤整備事業への取組
・圃場整備済みの農地が多いが、稲作において省力化・効率化を目指すためには、水路の再整備を進めていく。 ・効率的な圃場に向けた新たな再整備について検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
・静岡県農業振興公社の持つ、地域内及び近隣市町や県外の担い手の情報提供により、多様な経営体の確保を図る。 ・新規就農者に対して、県、市、JAは十分な指導体制を確保するほか、初期投資の支援について検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・農作業等の請負について、JAが窓口となって請負組織・団体についての情報を収集、整理する。 ・収集、整理した担い手の情報について、農地所有者や高齢の耕作者に情報提供をしていく機会を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①モグラによる被害対策をする。
- ②有機栽培農地と慣行栽培農地のゾーニングや有機栽培農地の団地化に向けた地域の話し合いを継続していく。
- ③ICTの技術を利用した水稻栽培の水管理技術の導入について検討する。ドローン導入による農作業の実情について、安全性や性能紹介を農業者のみでなく、農地周辺の住民に紹介する機会を設ける。
- ④水を張らない稲作の導入について検討する。
- ⑥燃料費の高騰による負担を軽減する行政支援を検討する。
- ⑦地域ぐるみで農地、水路、農道等を保全補修する活動を継続して実施する(多面的機能支払交付金)。
- ⑧水門等の老朽化や、離農、高齢化による管理する人の減少等の問題解決のために、施設の省力化、電動化を図る。

